

公益財団法人長尾自然環境財団 運用基盤強化資金管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長尾自然環境財団（以下「この法人」という。）の公益目的保有財産の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(財産の保有)

第2条 この法人は、定款第4条に定める公益目的事業に係る支出に充てるため公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第26条第1項第3号に定める公益目的保有財産を保有することができる。

(財産の名称)

第3条 財産の名称は、運用基盤強化資金（以下「資金」という。）とする。

2 資金は、勘定科目を固定資産の特定資産に設定し、運用益を公益目的事業実施費用に充てる。

(資金の積立)

第4条 資金の積立限度額の設定は、理事会の承認を受けなければならない。

2 この法人の自然環境保全に係る公益目的事業は、開発途上国等において長期的に継続して実施する必要性に鑑み、資金の積立限度額は、過去10年間（平成17～26年度）の年間平均総事業費1億2千万円の20年分に相当する24億円とする。

3 前項の積立限度額を超過した場合は、超過額を基本財産に組み入れるものとする。

(資金の管理・運用)

第5条 この資金は、理事長が管理し、安全かつ相応の運用益が得られる方法で運用するものとする。

(資金の取崩及び組み入れ)

第6条 資金の取崩及び組み入れは、理事会の決議を経て行うものとする。ただし、寄附者から資金とすることを指定して寄附された財産の組み入れについては、理事会の決議を要しない。

(資金の使途)

第7条 取崩した資金の使途は、この法人の事業目的の遂行と事業推進に係わる費目に関してのみ支出でき、それ以外の使途に支出してはならない。

(資金の管理)

第8条 資金は、他の資産と明確に区分して管理しなければならない。

(閲覧)

第9条 この規程は、主たる事務所に備置き及び閲覧に供しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この変更規程は、平成27年10月9日より施行する。(平成27年10月9日理事会議決)